

令和3年度第2回沖縄県国民健康保険運営協議会 会議次第

日時：令和3年12月20日（月）14：00～
場所：県庁6階 第2特別会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 会長及び会長職務代行者の選出
- 4 その他
 - (1) 国民健康保険制度の概要と沖縄県国民健康保険運営協議会について
 - (2) 国保財政運営の仕組みと納付金の算定方法について
- 5 閉会

【配付資料】

1. 次第等
 - (1) 次第
 - (2) 委員名簿
 - (3) 配席図
 - (4) 関係法令（国民健康保険法、国民健康保険法施行条例施行規則）
 - (5) 沖縄県国民健康保険運営協議会運営要領
 - (6) 沖縄県国民健康保険運営協議会傍聴要領
2.

資料1

 国民健康保険制度の概要と沖縄県国民健康保険運営協議会について
3.

資料2

 国保財政運営の仕組みと納付金の算定方法について
4. 参考資料等
 - 沖縄県国民健康保険運営方針（第2期）
 - 「国民健康保険必携2021」（冊子）
 - 国保のすがた（リーフレット）

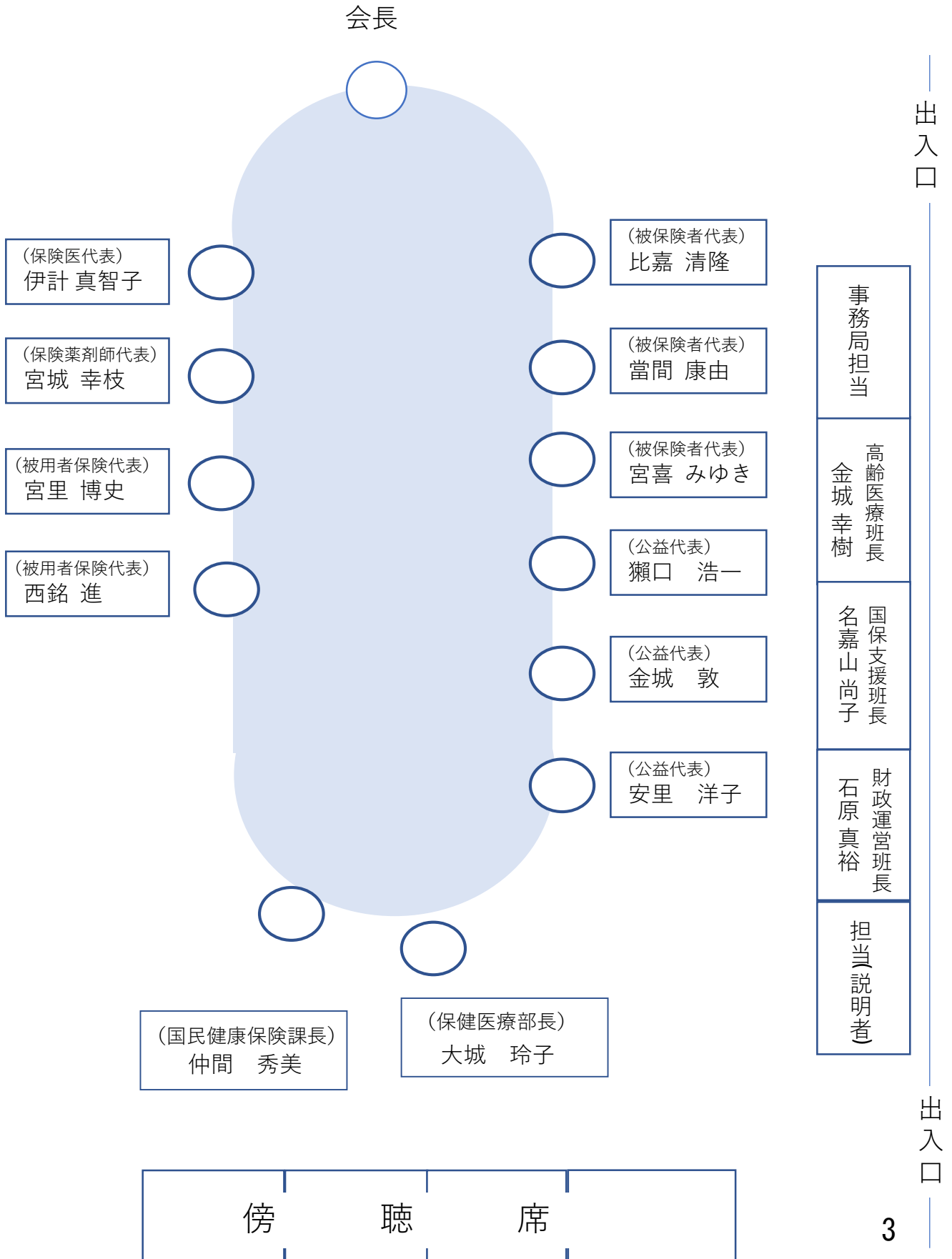
沖縄県国民健康保険運営協議会委員名簿

令和3年12月20日～令和6年12月19日

	氏名	所属団体・現職等	出欠	代表区分
1	ひが きよたか 比嘉 清隆	名護市国民健康保険運営協議会 委員	○	被保険者
2	とうま やすよし 當間 康由	豊見城市国民健康保険運営協議会 委員	○	
3	みや き 宮喜 みゆき	竹富町国民健康保険運営協議会 委員	○	
4	てるや つとむ 照屋 勉	一般社団法人沖縄県医師会 常任理事	欠	保険医・保険薬剤師等
5	いけい まちこ 伊計 真智子	一般社団法人沖縄県歯科医師会 社会保険委員会委員	○	
6	みやぎ ゆきえ 宮城 幸枝	一般社団法人沖縄県薬剤師会 常務理事	○	
7	おそぐち こういち 瀬口 浩一	国立大学法人琉球大学国際地域創造学部教授	○	公益
8	きんじょう あつし 金城 敦	公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団専務理事兼事務局長	○	
9	あさと ようこ 安里 洋子	公益社団法人沖縄県看護協会「看護おきなわ健康21委員会」委員長	○	
10	みやざと ひろし 宮里 博史	全国健康保険協会沖縄支部 支部長	○	被用者保険
11	にしめ すすむ 西銘 進	健康保険組合連合会沖縄連合会 事務局長	○	

令和3年度第2回 沖縄県国民健康保健運営協議会 配置図

日時：令和3年12月20日(月) 14時00分～
場所：沖縄県庁6階 第2特別会議室



○国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

○国民健康保険法施行条例

(協議会の委員の定数)

第4条 施行令第3条第5項の規定により条例で定める協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

○国民健康保険法施行条例施行規則

(協議会の委員の任命等)

第2条 条例第3条に規定する沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、知事が任命する。

- 2 協議会の委員は、再任されることができる。
- 3 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、条例第4条各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席し、かつ、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 協議会の庶務は、保健医療部国民健康保険課において処理する。
- 9 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(納付金の算定等)

第3条 知事は、毎年度、各市町村ごとに条例第6条の規定により徴収する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を算定するものとする。

(知事が定める数の告示等)

第4条 知事は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下この条において「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数を定めたときは、これを告示するものとする。

3 政令第13条第1号の県が定める額は、同号イに掲げるものとする。

4 政令第13条第2号の県が定める額は、同号イに掲げるものとする。

(納付金の額の通知)

第5条 知事は、第3条の規定により納付金の額を算定したときは、これを各市町村に通知するものとする。

(納付金の徴収の方法)

第6条 知事は、各市町村から納付金を徴収する時期及び額を定めたときは、納入通知書を各市町村に送付するものとする。

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行条例施行規則（沖縄県規則第45号。以下「施行規則」という。）第2条第9項の規定に基づき、沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(開催通知)

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ協議会の庶務を行う沖縄県保健医療部国民健康保険課へその旨を届け出なければならない。

(委員欠席の取扱)

第3条 委員が協議会の会議に出席できないときの代理出席はこれを認めない。

2 委員が協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、会長は協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 協議会において、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、協議会の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

(公開の手續)

第5条 前条の規定による公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の場合における必要な手續等については、会長が別に定める。

3 運営協議会の会議の開催にあたっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等により周知を行うものとする。

(議事録の作成)

第6条 会長は、協議会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長が指名する委員が署名するものとする。

(議事録の公開)

第7条 協議会の会議の資料及び議事録は公開するものとする。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。

2 前項に規定による公開については、県ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月21日から施行する。

沖縄県国民健康保険運営協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 協議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、傍聴受付名簿へ氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言動に対して批評をし、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、その他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等行わないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 会場において、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 協議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴される方が、上記のことを守らないときは、注意し、なおこれに従わない場合は、退場していただく場合があること。
- (3) 協議会の会議中、会議の秩序が維持できなくなった場合や、緊急で公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があること。